

# 名家連ニュース

令和5年7月22日(土)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 池山 豊子  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.943号

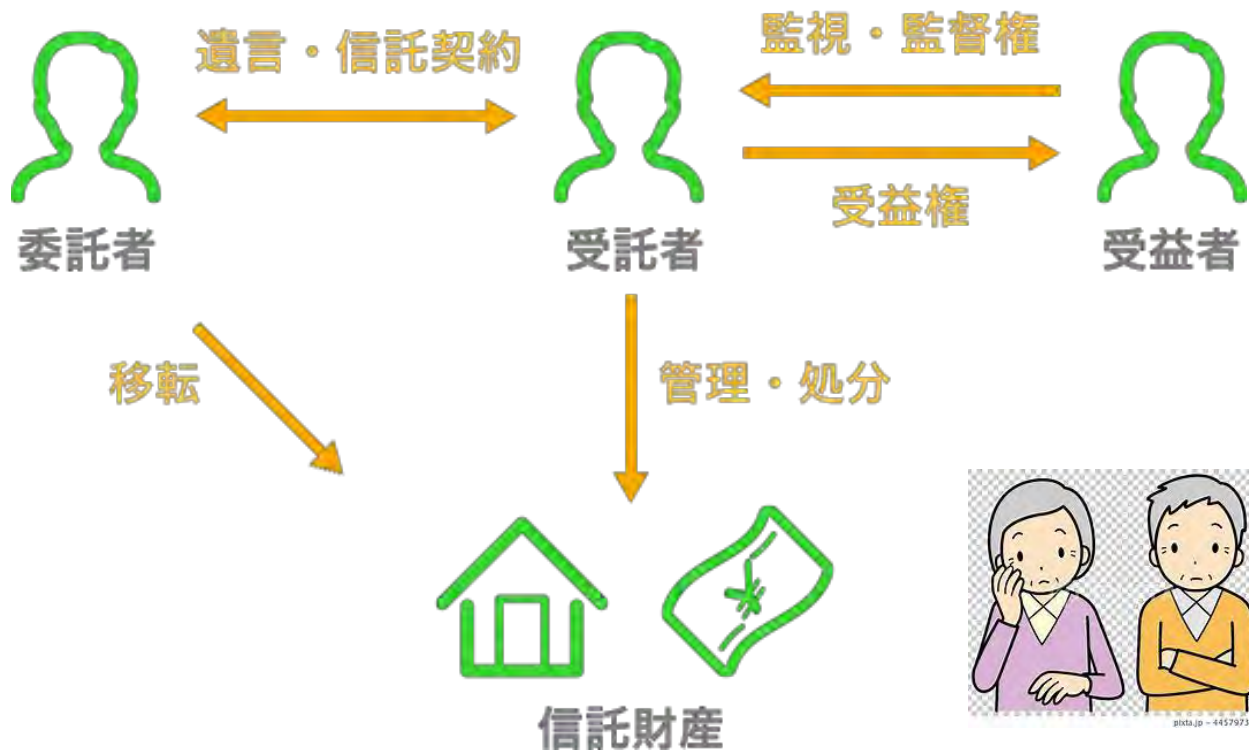
## ◆◆◆ 親亡き後の備え ② 家族信託 ◆◆◆

「家族信託」とは、一言でいうと『財産管理の一手法』です。

資産を持つ方が、特定の目的(例えば「自分の老後の生活・介護等に必要な資金の管理及び給付」等)に従って、その保有する不動産・預貯金等の資産を信頼できる家族に託し、その管理・処分を任せる仕組みです。いわば、「家族の家族による家族のための信託(財産管理)」と言えます。

家族・親族に管理を託すので、高額な報酬は発生しません。したがって、資産家のためのものでなく、誰にでも気軽に利用できる仕組みです。

### 「家族信託」のイメージと機能



※ 現在の信託法は、2007年(平成19年)9月30日に施行

### 家族信託の用語

委託者：信託契約における「信託の設定者」のことで、自身の財産の管理処分を受託者に与える人を言います。

受託者：信託契約で、委託者から信託財産の管理処分の権限を引き受けた人を言います。

受益者：信託財産の管理処分等によって利益の給付を受ける権利を持つ人を言います。

次ページに続きます

## 家族信託とは



### 1. 後見制度に代わる柔軟な財産管理を実現できます。

成年後見制度(法定後見・任意後見)は、負担と制約が多い！

毎年の家裁への報告義務の負担。資産の積極的活用や生前贈与、相続税対策ができない。元気なうちから資産の管理・処分を託すことで、元気なうちは、本人の指示に基づく財産管理を、本人が判断能力を喪失した後は、本人の意向に沿った財産管理をスムーズに実行できます。加えて、積極的な資産運用・組替え(不動産の売却・買換・アパート建設等)も、受託者たる家族の責任と判断で可能となります。

### 2. 法定相続の概念にとらわれない“想い”に即した資産承継を実現できます。

通常遺言では、2次相続以降の資産承継先の指定不可！

2次相続以降の資産承継者の指定が可能！【例】“長子承継”が難しい地主・経営者のケース

### 3. 不動産の共有問題・将来の共有相続への紛争予防に活用できます。

共有不動産は共有者全員が協力しないと処分できない。将来、兄弟が不動産を共同相続してしまうと同様の問題が生じる。

共有者(又は共同相続人)としての権利・財産的価値は、平等を実現しつつ、管理処分権限を共有者の一人に集約させることで、不動産の“塩漬け”を防ぐことができる！

## 家族信託を検討する際に整理しておくこと

### ◎ 信託する財産は何か(信託財産)

保有資産の中で、どの財産を信託財産として託すかを決める必要があります。もちろん保有資産の全部でも一部でも構いません。



### ◎ 誰に信託するか(受託者)

信託契約には「信託する受託者」の存在が不可欠です。委託者の想いを理解しその実現に向けて誠実に取り組まれる方であることが必要です。

### ◎ 何のために信託契約を結ぶか(信託目的)

信託契約を結んだ結果として、誰に対しどのような利益を期待するのかを明確にする必要があります。受託者は、この信託目的に従って信託財産の管理処分を行いますので、目的を明確にしておくことが非常に重要です。

### ◎ 家族信託の費用の目安

不動産を含む場合: 信託財産額(固定資産税評価額+金銭)の1.5~2%

現金のみの場合: 大凡 20万円~40万円

